

## 第8回 烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

情報提供

令和4年5月11日

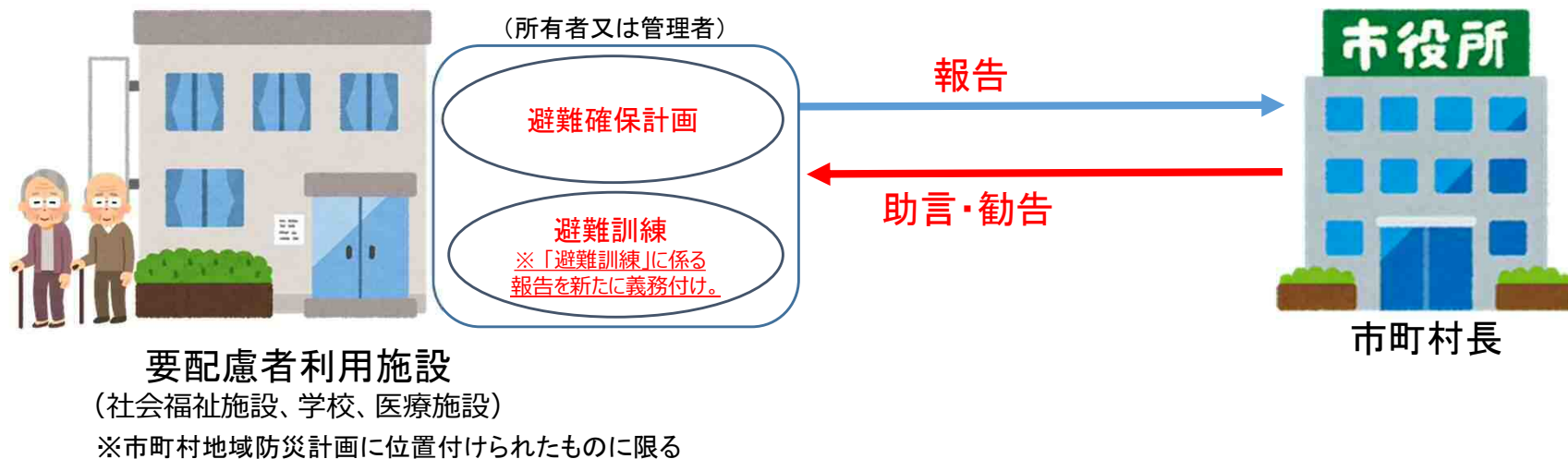
- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。



## 【改正概要】

- ・ 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- ・ 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

## 【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



## 目指す姿

洪水予測の高度化による災害対応や避難行動等の支援

## 概要

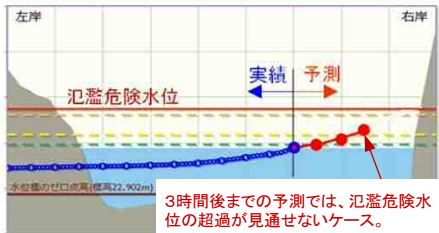
- 令和3年出水期から、国管理の洪水予報河川すべてで、洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情報の提供を開始。
- 一級水系では、国が中心となり水系・流域が一体となった洪水予測による精度向上や、これに伴う新たな支川等の予測情報の提供に取り組むとともに、主要な河川において、長時間先の幅をもった水位予測情報を提供することにより、河川の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難を促進。

### Before

#### 洪水予報では、3時間先までの水位予測情報を提供

国管理の洪水予報河川では、洪水予報の発表の際に、3時間先までの水位予測情報を提供しているところ。

3時間先までの水位予測情報の提供(イメージ)

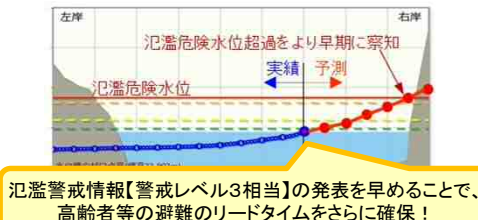


### After

#### 洪水予報で6時間先までの水位予測情報を提供 実装済

令和3年の出水期から、すべての国管理の洪水予報河川で、水位予測に観測水位を同化させ精度の向上を図った予測モデルに基づき、6時間先までの水位予測情報を提供。

6時間先までの水位予測情報の提供(イメージ)



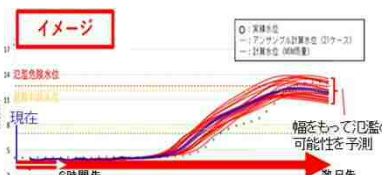
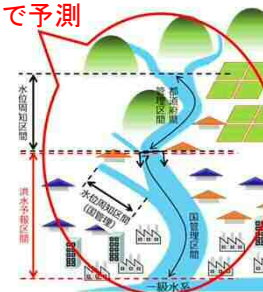
#### 水系・流域が一体となった洪水予測情報の提供

一級水系では国が中心となり、水系・流域が一体となった洪水予測を行うことで、予測精度の向上のほか、新たに支川等の予測情報を提供することで防災対応や避難を支援。

#### 数日先の氾濫の可能性の提供 (長時間先の水位予測)

現在、6時間先まで提供している水位予測情報について、不確実性の高い長時間先の水位予測を複数のケースにより幅をもって示すことで、数日先の氾濫の可能性の情報を提供し、防災対応の準備のほか、特にリードタイムが必要となる広域避難等の判断を支援。

流域一体で予測



令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

6時間先水位予測情報

中小河川の水位予測技術の開発

水位予測情報の提供可能河川の拡大

1日半先の試験運用開始

長時間先水位予測情報の対象拡大及び更なる長時間化の技術開発・実装

# 排水ポンプ車を交付対象として位置づけ可能な事業の紹介

令和元年 12月 関東地方整備局作成

## 1, 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金が対象となる事業

整備計画に位置づけ可能な事業

| 基幹事業  |   | 効果促進事業   |
|---|---|--|
| ○道路 ○港湾 ○河川 ○砂防<br>○下水道 ○海岸 ○都市公園 ○市街地<br>○住宅 ○住環境整備等   |   | ○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務<br>○全体事業費の2割目途   |
| <b>(社会資本整備総合交付金の例)</b><br>・産業・観光振興等による活力ある地域の形成<br>例) 都市公園の整備 南) 港湾施設の整備<br>・民間投資を誘発する取組<br>例) FF等を活用した下水処理施設付帯施設等の導入 | <b>(防災・安全交付金の例)</b><br>・インフラ老朽化対策<br>例) 橋梁・トンネルの補修<br>・生活空間の安全確保<br>例) 通学路の交通安全対策<br>・事前防災・減災対策<br>例) 河川堤防の緊急対策 | <b>(社会資本整備総合交付金の例)</b><br>・アーケードモールの設置・撤去<br>・観光案内情報板の整備<br>・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム等)<br>・計画検討(無電柱化、観光振興等)<br>例) 観光案内情報板の整備<br>例) 自転車乗り捨てシステム等 |
|   |   | <b>(防災・安全交付金の例)</b><br>・ハザードマップの作成・活用<br>・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施<br>・防犯灯、防犯カメラの整備等<br>例) ハザードマップの作成・活用<br>例) 防災訓練の実施                             |

※国土交通省HPよりイラスト引用

## 2, 下水道及び河川事業における排水ポンプ車整備対象事業

- ※1 ここに記載した事業外でも排水ポンプ車の整備が可能な事業があります。下水道及び河川事業以外については、『社会資本整備総合交付金交付要綱』にてご確認願います。
- ※2 記載した要件は概要となるため、『社会資本整備総合交付金交付要綱』にて詳細を確認願います。

### (1) 下水道事業の場合

#### ①基幹事業

社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金

##### ①下水道浸水被害軽減総合事業

【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(2)及び、ロ-7-(2)】

交付要件: 排水ポンプ車は、過去10カ年に一定規模以上の浸水被害がある地域又は、内水シミュレーションにより床上浸水被害が50戸・浸水被害戸数が200戸以上想定される地区での浸水整備のうち、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置づけた場合、**基幹事業として整備できる。**

②国費率: 基幹事業(排水ポンプ車事業)に対して1/2

#### ②効果促進事業

社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金

##### ①通常の下水道事業

【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(1)及び、ロ-7-(1)】

交付要件: 排水ポンプ車は、交付対象範囲となる雨水管きよの整備を基幹事業に位置づけた場合、**効果促進事業として整備できる。**

##### ②下水道総合地震対策事業

【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(3)及び、ロ-7-(3)】

交付要件: 排水ポンプ車は、DID地域や南海トラフ地震防災対策推進地域等における下水道施設に対する耐震化整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置づけた整備を基幹事業とした場合、**効果促進事業として整備できる。**

③国費率: 対象事業の総事業費20/100が効果促進事業の計上上限額で、計上した事業費の1/2

## (2) 河川事業の場合

### ① 基幹事業

防災・安全交付金

#### ① 総合流域防災事業

【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-8-(1)及び、ロ-8-(1)】

##### ①-1 一級河川及び二級河川の指定区間における交付要件

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ-3-(1)広域河川改修事業
- ・ " " " " ロ-3-(6)流域治水対策河川事業
- ・ " " " " ロ-3-(7)調節池整備事業

→いずれかの要件に該当する河川改修で

且つ、

- ・一事業の総事業費が100 億円未満
- ・流域面積が100km<sup>2</sup> 未満
- ・想定氾濫区域内人口が1 万人未満

→いずれの条件にも該当する指定区間内に係る河川改修等を行っている事業では、排水ポンプ車を基幹事業として整備できる。

①-2 国費率：基幹事業(排水ポンプ車事業)に対して1/2

##### ②-1 準用河川における交付要件

次に掲げるすべての要件に該当する河川において、排水ポンプ車を基幹事業として整備できる。

- ( i ) 固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること
- ( ii ) 過去概ね10 年間に於いて、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害(指定区間内の一級河川又は二級河川においては市町村単位)があること
- ( iii ) 今後概ね10 年間に於いて、( ii )の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと
- ( iv ) 固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること
- ( v ) 同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討すること
- ( vi ) 当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じてその他の河川や浸水が発生した箇所での運用に努めるものであること

②-2 国費率：基幹事業(排水ポンプ車事業)に対して1/3